



# 1 牛の個体識別について

## (1) 牛トレーサビリティ制度について

「牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)(以下「法」といいます。)」は、牛の出生から死亡・とさつまでの個体情報を個体識別番号により一元的に管理し、牛海綿状脳症(BSE)のまん延防止に役立てるとともに、とさつ・解体処理された以降の牛肉について、消費に至る流通の各段階で個体識別番号等の表示をすることによって、牛肉の個体情報を確認できる仕組みを構築することが必要との趣旨から制定され、これによりいわゆる「牛トレーサビリティ制度」が開始されています。

この法律に基づき、牛の管理者には、耳標の装着、独立行政法人家畜改良センター(以下「センター」といいます。)への出生、異動の届出等が義務づけられています。

### ア 牛個体識別システム

1頭の牛ごとに重複することのない生涯唯一の個体識別番号で識別・管理するシステムの中で、牛トレーサビリティ制度の核となるものです。

### イ 個体識別番号

牛の個体を識別するために、センターが牛ごとに管理者に通知する10桁(末尾はチェックデジットです)の番号です。耳標では、農場での個体管理が容易となるよう下5桁のうち末尾を除く4桁の数字を大きくしてあります。

### ウ 管理者

管理者とは、牛の所有者その他の牛を管理する者(当該牛の運送の委託を受けた運送業者を除く。)です。牛の所有権を有していても牛の管理を別の人が行っている(預託している)場合は、実際の飼養者(預託を受けているもの)が管理者となります。

### エ 農家(管理者)コード

牛の管理者及び飼養施設を識別するために、個別に割り当てられている10桁の番号です。牛の個体識別番号とともにこのシステムの基本となるコードであるため変更はできません。また電話番号と必ずしも一致しない場合があります。新規参入者等が新たに農家コードを取得しようとする場合には、お近くの農政事務所(75ページ参照)に申し出願います。

## (2) 畜産振興における位置づけ

牛トレーサビリティ制度によって、BSEをはじめとする各種疾病のまん延防止が図られるとともに、牛肉にかかる牛の情報が正確に伝達され、消費者等の牛肉に対する理解が深まり、牛肉の需要が増加することが期待されます。消費者からみれば、購入あるいは提供を受けた牛肉の生産履歴を遡及・追跡することが可能となることは、牛肉に対する大きな安心材料であると考えられます。また、これまで別々の番号で管理されていた血統情報、泌乳や産肉等の能力情報、疾病や診療履歴等の様々な個体情報が個体識別番号をキーとして統合され、その一体的な利用が可能となり、経営の高度化や牛の改良の促進が期待されます。さらに、個体識別情報を必要とする畜産関係団体に情報を提供することで団体事務の効率化が図られ、結果として生産者への団体のサービスの向上及び団体へ支払うコスト負担の低減等の



メリットも期待されます。

加えて、牛個体識別情報を活用することで、各種の制度及び補助事業の適正かつ効率的な執行が確保されることも大きな効果として期待されます。

このように、牛個体識別システムは牛肉の消費を支え、畜産振興の上で重要なシステムであり、またその精度が向上すればするほど、正確な情報が畜産経営に還元され生産者にとって新たなメリットを生むものと考えられます。

### (3) 個人情報の保護について

センターが行っている個体識別業務においては、管理者の個人情報を多く取り扱うことから、以下のプライバシーポリシーに則り、個人情報の保護に留意して業務を運営しています。

- ア センターは、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」、その他の関連法規を遵守し、保有する個人情報の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じます。
- イ センターは、個人情報保護に関する内部規定を整備し、これを継続的に改善いたします。
- ウ センターは、偽りその他不正な手段により個人情報を取得せず、また取得した個人情報の利用目的の特定、明示に努めます。
- エ センターは、原則として、特定された利用目的の範囲内で個人情報を取り扱います。
- オ センターは、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- カ センターは、正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供しません。
- キ センターは、職員・委託先に対し、個人情報保護のために適切な監督を行います。
- ク センターは、本人からの保有個人データの開示、訂正、利用停止等の請求に対して適切に対応します。